

令和3年12月3日

総務大臣
金子 恭之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川 濱 昇

答 申 書

令和3年9月24日付け諮問第3142号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入光ファイバに係る接続メニューの追加等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方
－加入光ファイバに係る接続メニューの追加等－

意見募集期間: 令和3年9月25日(土)～同年10月25日(月)(案件番号: 145209820)
再意見募集期間: 令和3年10月29日(金)～同年11月11日(木)(案件番号: 145209830)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 7件(法人等: 4件、個人: 3件)

再意見提出者 6件(法人等: 5件、個人: 1件)

(敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	KDDI株式会社	東日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社	西日本電信電話株式会社
3	株式会社 オプテージ	KDDI株式会社
4	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会	ソフトバンク株式会社
5	個人A	株式会社 オプテージ
6	個人B	個人D
7	個人C	

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定光信号端末回線の接続メニュー変更について、提供条件の透明性・公平性・適正性が確保されることから賛同。 ● また、接続料の算定方法については、ビル屋上に新規設置されるものに係る接続メニューと同様の算定方法であることから、現時点において異論はない。 ● ただし、今後、特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が、加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つとみなされる状況となった場合、網使用料による算定を行うよう検討すべき。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定光信号端末回線は、受益者がその回線の敷設を要望された事業者に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいことや、回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望した事業者が網改造料として個別負担することが適当。 ● 賛同意見(一者) 	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)が申請した特定光信号端末回線の接続メニュー変更については、提供条件の透明性・公平性・適正性が確保されることから賛同します。 ○ また、接続料の算定方法については、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニュ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定光信号端末回線は、当社が利用する見込みがない設置場所において、事業者様のご要望に基づき、指定された設置場所まで新たに光ケーブル等の構築を行い、提供するものです。したがって、特定光信号端末回線については、受益者がその回線の敷設を要望された事業者様に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいと考えます。また、特 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定光信号端末回線の接続メニュー変更については、賛同の御意見として承ります。 ○ 接続料の算定方法に関しては、現時点においては、特定光信号端末回線について、基本的には、接続事業者ごとにケーブルを占有して利用する見込みであること等を踏まえれば、個別の事業者か 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>一と同様の算定方法であることから、現時点において異論はありません。</p> <p>○ ただし、今後、特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が十分に加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つとみなされる状況になった場合は、網改造料による算定を改めて、網使用料による算定にて提供を行うよう検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>定光信号端末回線は回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望された事業者様が網改造料として個別負担することが適当と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」における第五次報告書(案)への意見に対する考え方22にて総務省から「今後の特定光信号端末回線の利用実態を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東西殿において適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検討することが適当」と記載されています。左記の意見でも提案されている網使用料による算定を含め、今後の特定光信号端末回線の利用状況に応じて、より適切な算定方法への見直しが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>らその接続に要する費用の負担を求めるべきものとして網改造料として算定することが適当であると考えられます。</p> <p>○ ただし、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東日本・西日本において、適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見2</p> <p>● ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線は、自然災害に遭うリスクの高さ等の事情から、設備設置事業者にとって過度な負担となっていないか等を確認し、接続料の算定式等を柔軟に見直すことが望ましい。</p>	<p>再意見2</p> <p>■ ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線について、今後ルーラルエリア特有の個別事象等を把握した際には、必要に応じて接続料の算定式の見直しを検討していく考え。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線については、ルーラルエリア特有の個別事情等(自然災害に遭うリスクが高い等)が発生することから、設備設置事業者に過度な負担になっていないか等を確認の上、接続料の算定式等を柔軟に見直すことが望ましいと考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>	<p>○ ルーラルエリアにおいて提供される特定光信号端末回線について、今後ルーラルエリア特有の個別事象等を把握した際には、必要に応じて接続料の算定式の見直しを検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、今後ルーラルエリア特有の個別事情を把握した際には、必要に応じて、接続料の算定式の見直しを検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3</p> <p>● ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイ</p>	<p>再意見3</p> <p>■ 特定光信号端末回線は、受益者がその</p>	<p>考え方3</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>バに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使用する一方、NTT東西のみに負担を強いることとなるため、自己設置事業者の投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲について、競争環境や設備設置事業者への負担等を注視し、必要に応じた見直しを含め検討することを要望。</p> <p>● ルーラルエリアの特定光信号端末回線の設備は、接続事業者のニーズに基づき新たに構築されるため、網改造料の算定式により算定することは、設備設置事業者の事業性の観点から適当。</p>	<p>回線の敷設を要望された事業者に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましいことや、回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望した事業者が網改造料として個別負担することが適当。</p>		
<p>○ ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことになり、NTT 東西殿のみに負担を強いることとなります。そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT 東西殿から借りる」方が有利となり、NTT 東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲については、競争環境や設備設置事業者への負担等を引き続き注視いただき、必要に応じて見直しも</p>	<p>○ 特定光信号端末回線は、当社が利用する見込みがない設置場所において、事業者様のご要望に基づき、指定された設置場所まで新たに光ケーブル等の構築を行い、提供するものです。したがって、ご指摘の通り、特定光信号端末回線については、受益者がその回線の敷設を要望された事業者様に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが望ましく、また、回線毎に敷設する距離や工程が異な</p>	<p>○ 御意見の一点目に関しましては、NTT東日本・西日本がフレキシブルファイバの提供に利用している光ファイバは、利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備であり、電気通信事業法第33条に規定する第一種指定電気通信設備となるため、接続ルールの対象となると整理されているものと承知しています。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>含めご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ 今般申請された新たな接続メニューにおけるルーラルエリアの個別設備区間(特定光信号端末回線)の設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者のニーズに基づき NTT 東西殿において新たに構築するものです。このことから当該接続事業者に個別の費用負担を求める「網改造料の算定式」により算定することは、設備設置事業者の事業性の観点から適当であると考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>	<p>ることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設を要望された事業者様が網改造料として個別負担することが適当と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ フレキシブルファイバに係る接続メニューの新設に関しても、第一種指定電気通信設備接続料規則第1条に規定されているとおり、接続料は適正原価に加えて適正利潤を含めて設定することができるものであり、実際、本件の接続約款案においても、適正原価に適正利潤を加えた接続料が設定されているものと承知しておりますので、フレキシブルファイバを接続として提供する場合にあっても、御指摘のような「NTT東西のみに負担を強いる」ことにはならないと考えます。</p> <p>○ なお、フレキシブルファイバとして提供が想定されている設備のうち、「局内設備」と「既設設備区間」の設備は、基本的に既設の設備であるにもかかわらず、「局内設備」と「既設設備区間」の設備は接</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>続料原価と大きく乖離した料金設定となっており、「接続料の算定等に関する研究会」において、卸先事業者から、この料金設定が高いとの指摘があったものと承知しています。</p> <p>○ 一方で、総務省においては、フレキシブルファイバに係る接続メニューの導入後の状況も含め、事業者間の競争環境を注視し、必要に応じて対応を検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 御意見の二点目につきましては、現時点においては、特定光信号端末回線について、広く共用されることが見込まれているものではなく、個別の事業者からその接続に要する費用の負担が求められるべきものとして網改造料として算定することが適当であり、今般のNTT東日本・西日本からの接</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>続約款変更認可申請案への賛同の御意見として承ります。</p>	
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定光信号端末回線の接続の申込みの受付のために新たに整備されるシステムの開発費は接続料金に追加され、接続メニューを利用する事業者が特定光信号端末回線数で按分負担することと認識。これが高額である場合、卸役務からの接続への移行による料金低廉化の効果が減殺されてしまう恐れがあるため、当該システム開発における費用対効果、使用の合理性について、総務省において検証を行うことを希望。 ● 特定光信号端末回線に係る受付システム等の設備にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該システムの開発にあたり、事前に接続事業者と仕様に関する十分な議論を行い、可能な限り接続事業者の意見を反映すること。 ・ 最小限のコストでのシステム構築を検討すること。 ・ システム開発費用を可及的速やかに提示すること。 <p>の3点に留意の上、NTT東西を中心に検討が進められるべき。</p>	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定光信号端末回線の接続の申込み受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムの開発については、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところ。 ■ 当該開発に係る仕様及び概算費用については、検討が整い次第、速やかに事業者に提示していく考え。 	<p>考え方4</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 特定光信号端末回線の接続の申し込みの受付を行うために新たに整備されるシステムの開発費は、「特定光信号端末回線管理機能」の接続料金に追加され、接続メニューを利用する事業者が特定光信号端末回線数で按分負担することと認識しています。仮に、システム開発費が高額である場合、卸電気通信役務に比べて新たな接続メニューにて低廉な料金で利用できるようになったにも関わらず、料金低廉化の効果が減殺されてしまう恐れがあるため、総務省においては当該システム開発における費用対効果、仕様の合理性について検証を希望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 特定光信号端末回線に関する正式な受付システム等の整備にあたっては、以下 3 点について留意のうえ、NTT 東西殿を中心に検討が進められるべきと考えます。</p> <p>① 当該システムの仕様は接続事業者の社内業務設計にも影響することから、開発にあたっては、事前に接続事業者とも十分議論を行い、可能な限り接続事業者の意見も反映すること</p>	<p>○ 特定光信号端末回線の接続の申し込み受付や設備管理等を効率的に行う観点から必要となるシステムの開発については、運用方法や費用負担等の整理を踏まえて、現在運用中のダークファイバに係るシステムを改修し、必要な機能を可能な限り低廉な費用で開発できるよう検討しているところ です。</p> <p>○ なお、当該開発に係る仕様及び概算費用については、当社の検討が整い次第、速やかに事業者様に提示していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分に考慮しながら、受付や設備管理等のためのシステムに関して、可能な限り低廉な費用で開発するとともに、接続事業者に対して、仕様や費用について速やかに提示できるよう、検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>② 接続事業者の負担が過度にならないように、最小限のコストでのシステム構築を検討すること</p> <p>③ システム開発にかかる費用を可及的速やかに提示すること</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見5</p> <p>● 事業者間の共用範囲については、今回の新たな接続メニューを利用する事業者間だけでなく、NTT東西の設備利用部門の提供するサービスとの間においても、不要な二重引きによる光ファイバ設備の構築を発生させない等の設備効率性の観点から、事業者間で共用できるスキーム実現に向けた検討を希望。</p>	<p>再意見5</p> <p>■ 光提供エリア外等において、卸電気通信役務として提供するフレキシブルファイバ等のサービスについては、光ケーブル内の空き芯線を含めた全ての設備を専有してご利用いただけることを前提に、利用者が当該設備に関する構築費用を利用開始時に全額負担しているものであるため、特定光信号端末回線と設備を共用することは困難。</p> <p>● KDDIの意見に賛同。加入ダークファイバエリアの拡大等においては、特定光信号端末回線の空き芯線や特定光信号端末回線で構築した基盤設備を積極的に利用すべき。</p>	<p>考え方5</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 事業者間の共用範囲については、今回の新たな接続メニューを利用する事業者間だけではなく、新たな接続メニューと NTT 東・西の設備利用部門の提供するサービス間においても、不要な二重引きによる光ファイバ設備の構築が発生しない等の設備効率性の観点から、事業者間で共用できるスキーム実現に向けた検討を希望します。 (KDDI株式会社)</p>	<p>○ 当社の光提供エリア外等において、当社が卸電気通信役務として提供するフレキシブルファイバ等のサービスについては、ご利用者に光ケーブル内の空き芯線を含めた全ての設備を専有してご利用いただけることを前提に当該設備に関する構築費用を利用開始時に全額ご負担いただいているものであるため、特定光信号端末回線と設備を共用することは困難と考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿(以下「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>○ KDDI 殿の意見にあるような、不経済かつ非効率な運用を避けるためにも、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入ダークファイバエリアの拡大等においては、特定光信号端末回線の空き芯線や特定光信号端末回線</p>	<p>○ 本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東日本・西日本においては、接続事業者からの要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が可能となるスキームの実現可能性について、必要に応じて検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>で構築した基盤設備を積極的に利用すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近傍の特定光信号端末回線の有無をNTT東日本・西日本のシステム上で開示されることで、接続事業者からの設備調査依頼の数が減少し、双方の稼働削減につながると考えられ、事後共用における設備の特定方法について賛同。 ● 特定光信号端末回線の利用に関する情報は、接続事業者にとって重要機密事項を含むため、NTT東西においては、接続約款第47条の守秘義務規定を遵守するとともに、機密情報の管理を徹底してもらいたい。 	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定光信号端末回線が收容される光ケーブルの共用により、接続事業者の負担軽減及び設備構築・維持の効率化を図っていく観点から、事後的に特定光信号端末回線が收容される光ケーブルを他の接続事業者と共用するために必要な情報として、既に敷設されている特定光信号端末回線に係る「通番(回線ID)」「收容局」「設置場所住所(町丁目)」を開示する考え。 ■ 特定光信号端末回線に係る情報についても他の接続関連情報と同様に、接続約款第47条に基づき適切に管理していく考え。 	<p>考え方6</p>	
<p>○ 事後共用を要望する事業者が近傍の特定光信号端末回線の有無を NTT 東西システム上で開示することで、接続事業者から NTT 東・西への設備調査依頼の</p>	<p>○ 当社は、特定光信号端末回線が收容される光ケーブルの共用により事業者様の負担軽減及び設備構築・維持の効率化を</p>	<p>○ 事後共用における設備の特定方法について、賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>数が減少し、双方の稼働削減につながると考えており、今般、認可申請された事後共用における設備の特定方法について賛同いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ NTT 東西殿の認可申請の内容に賛同します。特定光信号端末回線利用に関する情報は接続事業者にとっては重要機密事項を含むため、NTT 東西殿の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款第47条に規定の守秘義務規定を順守するとともに、機密情報の管理を徹底いただきたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>図っていく観点から、事後的に特定光信号端末回線が収容される光ケーブルを他の事業者様と共用するために必要な情報として、既に敷設されている特定光信号端末回線に係る「通番(回線ID)」「収容局」「設置場所住所(町丁目)」を開示する考えです。</p> <p>○ なお、特定光信号端末回線に係る情報についても他の接続関連情報と同様に、接続約款第47条に基づき適切に管理していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、事後共用のために必要な情報として、既に敷設されている特定光信号端末回線に係る情報をNTT東日本・西日本のシステム上で開示するに当たって、接続約款における守秘義務規定の遵守や、機密情報の管理を徹底することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見7</p> <p>● フレキシブルファイバにおける卸役務から接続に移行する際の手続き等については、移行費用の最小化や、接続事業者に係る手続き及び運用方法の負担が低減できるよう検討を進めることを希望。</p>	<p>再意見7</p> <p>■ 卸から接続への移行については、接続事業者の費用負担が必要最低限となるように検討を進めているところであるものの、特定光信号端末回線の受益者がそ</p>	<p>考え方7</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 事業者側で当該移行に係る費用負担が発生する場合、必要最小限の費用での移行を実現するとともに、接続事業者側の予見性を高める観点から、可能な限り早期に移行費用の概算額を提示することを希望。</p>	<p>の回線の移行を要望した事業者に限られることから、発生する費用については受益者となる当該事業者負担してもらいたいと考えている。</p> <p>■ 移行に伴い当社の回線管理に係るシステムへの登録のために必要となる費用の概算額については、登録の対象となる回線数によって変動することから、移行対象回線を受付開始し、回線数を当社が把握次第、速やかに検討のうえ事業者へ提示する考え。</p>		
<p>○ 「接続料の算定等に関する研究会」における第五次報告書(以下、報告書)において、2021年5月28日にNTT東・西から総務省への報告内容として「卸役務から接続に移行する際の費用については、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の負担又は最小限の移行費用で移行可能とする」という記載があり、加えて、報告書への意見に対する考え方 24 にて総務省から「現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、卸役務で利用している回線IDを継続利用できるようにするなど、接続事業者の負担を可</p>	<p>○ 卸電気通信役務でご利用いただいている回線の接続メニューへの移行については、事業者様の費用負担が必要最低限となるように当社において検討を進めているところですが、特定光信号端末回線の受益者がその回線の移行を要望された事業者様に限られることから、発生する費用については受益者となる当該事業者様にご負担いただきたいと思います。</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分に考慮しながら、現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、接続事業者の費用負担及び運用上の負担を可能な限り低減できるよう、検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>能な限り低減できるよう、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当」と記載がある通り、弊社としても可能な限り移行費用の最小化および接続事業者に係る手続き及び運用方法の負担低減となることを希望いたします。</p> <p>○ また、事業者側で移行に係る費用負担が発生する場合、予見性を高める観点から、NTT 東・西においては、新たな接続メニューへの移行の受付開始前、可能な限り早期に接続事業者への移行費用の概算額を提示することを希望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ フレキシブルファイバの卸から接続への移行に係る費用については、接続事業者への過度な負担とならないよう、必要最小限の費用での移行を実現すべきと考えます。また、移行に係る各接続事業者の費用負担額について、可及的速やかに接続事業者へ提示すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ なお、移行に伴い当社の回線管理に係るシステムへの登録のために必要となる費用の概算額については、登録の対象となる回線数によって変わることから、移行対象回線を受付開始し、回線数を当社が把握次第、速やかに検討のうえ事業者様へご提示する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ また、費用負担の額についても、可及的速やかに接続事業者へ提示できるよう、検討・対応を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見8</p> <p>● 特定光信号端末回線に係る接続メニューの追加に賛</p>	<p>再意見8</p> <p>■ 特定光信号端末回線に係る提供条件、</p>	<p>考え方8</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>同。</p> <p>● 接続メニュー追加後においては、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないか、総務省において取引条件の確認・検証が行われることを希望。</p>	<p>料金については、接続約款で定めることとしており、当該条件により全ての事業者に等しく提供することから、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはない。</p> <p>■ また、2020年1月に総務省に報告したとおり、卸役務で提供しているフレキシブルファイバについても、特定の事業者を特別に優遇することなく、各事業者に対して同様の契約内容にて提供している。</p> <p>■ フレキシブルファイバの提供状況については、今後も必要に応じて自主的に総務省に報告していく考え。</p> <p>● 賛同意見(一者)</p>		
<p>○ これまで、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東・西」という。)は、既設設備が存在しない場所において個別に光ファイバ設備を設置した場合は、卸電気通信役務としてフレキシブルファイバを提供していましたが、今般の接続約款の変更認可申請においてビル屋上向けに加えて、ルーラルエリアに設置されるフレキシブルファイバに</p>	<p>○ 特定光信号端末回線に係る提供条件、料金については、接続約款で定めることとしており、当該条件により全ての事業者様に等しく提供することから、特定の事業者様が特別に優遇された取引条件で提供を受けることはありません。</p> <p>○ また、2020年1月に総務省殿に契約書等</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、特定光信号端末回線や、卸役務で提供しているフレキシブルファイバに係る取引条件の公平性を担保することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ついて「特定光信号端末回線」として接続メニューを追加し、接続事業者に対して敷設済みのフレキシブルファイバについても特定光信号端末回線への移行が可能となりました。これにより、接続事業者は、特定光信号端末回線を、NTT 東・西の局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について一気通貫で利用できる利便性が維持されること、接続約款に規定されることで提供料金及び提供条件等の透明性・公平性・適正性が確保されることから、特定光信号端末回線の接続メニュー追加について賛同します。</p> <p>○ ただし、接続メニュー追加後においては接続と卸が併存することになるため、より公平性を高める観点から、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか、引き続き総務省において取引条件の確認・検証が行われることを希望します。 (KDDI株式会社)</p>	<p>について報告している通り、卸役務で提供しているフレキシブルファイバについても、特定の事業者様を特別に優遇することなく、各事業者様に対して同様の契約内容にて提供しております。</p> <p>○ なお、フレキシブルファイバの提供状況について、今後も必要に応じて自主的に総務省殿に報告していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 特定光信号端末回線の接続メニューの追加は提供条件の公平性・透明性確保に資するものですが、卸役務の場合はその提供条件が公表されないことから、一部の事業者に対して有利な条件が設定されるおそれがあります。事業者間の公平性をより確実にするためにも、総務省殿においては、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか、確認・検証の実施が必要と考えます。ま</p>	<p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセスや、NTT東日本・西日本からの報告等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>た、実施された確認・検証に関しては、透明性確保の観点から、確認のプロセスや検証結果を可能な限り開示することを希望します。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に、ルーラルエリアにおける特定光信号端末回線の構築において新設された電柱等の基盤設備の存在を考慮しない場合、伝送ルートの二重化といった不経済かつ非効率な運用が想定される。 ● NTT 東日本・西日本においては、加入ダークファイバのエリア拡大の設計等において、当該基盤設備を積極的に活用することを検討すべき。 	<p>再意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入ダークファイバの提供エリア拡大等において、引き続き効率的に設備投資を行っていく考え。 ■ 特定光信号端末回線で構築した基盤設備の利活用についても、必要に応じて検討を進めていく考え。 ● 賛同意見(一者) 	<p>考え方9</p>	
<p>○ 特定光信号端末回線は接続事業者の要望により構築されるものですが、特にルーラルエリアでの構築においては電柱等の基盤設備を新規構築する場合があります。物理的には、加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に当該基盤設備を利用可能である理解ですが、一方で、加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に当該基盤設備を考慮しない場合、ある地点への</p>	<p>○ 当社は、加入ダークファイバの提供エリア拡大等において、引き続き効率的に設備投資を行っていく考えです。</p> <p>○ 今後、加入ダークファイバの提供エリア拡大に際し、特定光信号端末回線で構築した基盤設備の利活用についても、必要に応じて検討を進めていく考えです。</p>	<p>○ 本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東日本・西日本においては、接続事業者からの要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が可能となるスキームの実現可能性</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>伝送ルートが加入ダークファイバ・特定光信号端末回線で二重化されるケースも考えられ、例えば電柱が複数並び立つような状況も想定されます。</p> <p>○ このような不経済かつ非効率な運用を避けるためにも、NTT 東西殿においては、加入ダークファイバのエリア拡大の設計等において、特定光信号端末回線で構築した基盤設備を積極的に活用することを検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見の通り、今後加入ダークファイバ提供エリアの拡大時に特定光信号端末回線に係る基盤設備を利用できる場合においては、設備収容・設備運用等の効率性による観点から、当該基盤設備の積極的利用について、検討することが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>について、必要に応じて検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 10</p> <p>● 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引き込み先が加入ダークファイバの提供エリアとなる場合に、当該特定光信号端末回線の廃止及び加入ダークファイバの新設を行うと、回線の撤去など、設備・時間・人員・費用面で本来不要なコストが生じることから、加入ダークファイバへの切り替えについては、通信業界全体のコスト削減のために、より経済的かつ簡易なスキームを検討すべき。</p>	<p>再意見10</p> <p>■ 特定光信号端末回線は占有設備であるため、当該設備から加入ダークファイバへの切り替えを希望する場合、当該設備の利用を中止し、接続約款の規定に基づき、利用中止費を請求し、設備を撤去する考え。</p> <p>■ 事業者の要望芯線数に基づき選定した光ケーブルを用いることから、加入ダークファイバの提供エリアにおける一般的な光ケーブルと比べ少芯であり利活用は難し</p>	<p>考え方10</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>いと想定されるが、効率的な設備構築に寄与するのであれば利活用について今後検討していく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(一者) ● 通信業界全体のコスト削減のために、特定光信号端末回線の加入ダークファイバへの切り替えを、経済的かつ簡易な切り替えスキームを検討することは一定の理解ができる。 ● 他方で接続事業者のニーズに基づいて構築した設備を早々に加入ダークファイバに切り替える場合、構築したコストが未回収となるおそれがあるため、設備設置事業者の投資コストの回収が困難とならないよう留意して切り替えスキームを検討することが重要。 		
<p>○ 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引き込み先が事後的に加入ダークファイバ提供エリアとなる場合があります。この場合、接続料がより廉価な加入ダークファイバの利用ニーズが生じますが、特定光信号端末回線</p>	<p>○ 特定光信号端末回線は、事業者様要望に基づき構築し、事業者様が専有的にご利用いただく設備であることから、特定光信号端末回線を構築後、当該設備の設置場所が事後的に加入ダークファイバの提</p>	<p>○ 本約款変更案の内容に対する直接の御意見ではないものの、NTT東日本・西日本においては、接続事業者からの要望も踏まえつつ、より効率的な設備の利用が</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>を加入ダークファイバに切り替えるには、第 38 回接続料の算定等に関する研究会(2020 年 11 月 24 日)において、弊社がフレキシブルファイバに関して発表した内容と同様に、特定光信号端末回線であっても、既存の特定光信号端末回線を物理的に撤去したうえで、新たに加入ダークファイバを引き込む必要があります。</p> <p>○ このような運用は、同一設置場所に対して回線を廃止・新設することにより、設備・時間・人員・費用面で本来不要なコストを生じさせることから、通信業界全体のコスト削減のためには、特定光信号端末回線から加入ダークファイバへの切り替えをより経済的かつより簡易に実現するスキームを検討すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>供エリアとなり、事業者様が加入ダークファイバの利用を希望されるときには、専有設備である特定光信号端末回線の利用を中止いただき、当社は接続約款の規定に基づき、利用中止費を請求し、撤去する考えです。</p> <p>○ なお、事業者様要望に基づき構築した設備については、事業者様の要望芯線数に基づき選定した光ケーブルを用いることから、加入ダークファイバの提供エリアにおける一般的な光ケーブルと比べ少芯であり利活用は難しいと想定されるものの、当社としては効率的な設備構築に寄与するのであれば利活用について今後検討していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見の通り、今後事後的に加入ダークファイバエリア内となる場合においては、設備収容・設備運用等の効率性による観点から、加入ダークファイバへの簡</p>	<p>可能となるスキームの実現可能性について、必要に応じて検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては引き続き、接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>便かつ経済合理的である切替方法等について、検討することが適当であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 事後的に加入ダークファイバ提供エリア内となった特定光信号端末回線の加入ダークファイバへの切り替えについて、通信業界全体のコスト削減のために、経済的かつ簡易な切り替えスキームを検討することは一定の理解ができるところです。</p> <p>○ 他方で接続事業者のニーズに基づいて構築した特定光信号端末回線の設備を早々に加入ダークファイバに切り替える場合、構築したコストが未回収となるおそれと考えられます。この点、設備設置事業者の投資コストの回収が困難とならないよう留意して切り替えスキームを検討することが重要であると考えます。</p> <p>(株式会社 オプテージ)</p>		
意見 11	再意見11	考え方11	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口が少ない地域に敷設される光ファイバの多くをフレキシブルファイバとする場合、都市部と過疎地で光ファイバの利用料金に大きな差が生じることから、NTT東西の光提供エリアの拡大のインセンティブが減退する可能性があることに加え、フレキシブルファイバのみで日本全国に光回線を提供することには無理がある。これは地方の振興に悪影響をもたらすため、光ファイバについてもユニバーサルサービス化を目指すことが望ましい。 ● フレキシブルファイバについては、回線数、類型ごとの回線数その他基本情報が公になっていないため実態が把握できない。今後、光ファイバ整備の在り方を検討するために必要な情報を研究会や接続約款の変更認可申請等の場で公にしていくことを要望。 ● フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定光信号端末回線に係る提供条件等の情報については接続約款で定め、今後も当該約款の変更認可申請を通じて、開示していく考え。 ■ 卸電気通信役務の提供条件の明確化を図るため、事業者向けホームページにおいて、契約書の雛型や納期・概算額の標準的な回答期間を明確化する考え。 ■ フレキシブルファイバの提供状況について、これまでどおり、必要に応じて自主的に総務省に報告していく考え。 ■ 今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考え。 ● フレキシブルファイバの接続化の議論と光ファイバ整備やユニバーサルサービスの議論とは、その目的や趣旨が異なることから、分けて議論・検討すべき。 ● 都市部と地方の料金格差の固定化を防ぐためにも、NTT東西は、以下の検討をすべき。 		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入ダークファイバエリアの拡大時等における、特定光信号端末回線の空き芯線や基盤設備の積極的利用 ・ 加入ダークファイバ提供エリア外で構築した特定光信号端末回線の引き込み先が、事後的に光提供エリアとなり、事後的に特定光信号端末回線を加入ダークファイバに切り替える場合の、設備・時間・人員・費用面で経済的かつより簡易に実現するスキーム 		
<p>○ 光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。人口が少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフレキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることとなります。また、フレキシブルファイバにより光ファイバが敷設された地域では、NTT 東西にとって本来の光エリアの拡大のインセンティブが減退する可能性があります。また、そもそもフレキシブルファイバのみで日本全国をカバーするには無理があります。</p>	<p>○ 特定光信号端末回線に係る提供条件等の情報については、接続約款で定めることとしており、今後も接続約款の変更認可申請を通じて、開示していく考えです。</p> <p>○ また、卸電気通信役務の提供条件の明確化を図る観点から、2020年11月に開催された第38回接続料研究会において表明したとおり、事業者向けホームページにおいて、契約書の雛型や納期・概算額の標準的な回答期間を明確化する考えです。</p> <p>○ 上記に加え、当社としてはフレキシブル</p>	<p>○ 御意見の光提供エリアに関する御懸念については、フレキシブルファイバに係る接続メニューが提供可能になったことで必ず生じるといった性質ではないものの、懸念されるような状況が生じていることがあれば、総務省において、必要な対応について検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 光ファイバについてもユニバーサルサービスを目指していくことが</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ これは地方の振興にとって悪影響になることから、本来的には光ファイバについてもユニバーサルサービスを目指していくことが望ましいと考えます。その上、現在フレキシブルファイバについては、回線数、類型ごとの回線数(エンドユーザ宅提供、携帯電話基地局向けなど)、その他基本的な情報が公になっていないため実態が把握できません。今後、光ファイバ整備の在り方を検討するために必要な情報を研究会や約款申請などの場で公にしていこう要望します。</p> <p>○ いずれにしても、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。 (一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>ファイバの提供状況について、これまでとおり、必要に応じて自主的に総務省殿に報告していく考えです。</p> <p>○ なお、当社としては、今後も市場環境等を勘案の上、光提供エリアの拡大について継続的に検討していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今般のフレキシブルファイバの接続化はMNOのニーズに基づいた5G展開等の促進を目的とする専用設備に対する接続制度と理解しております。他方FTTHのための光ファイバ整備や現在ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会で検討されている有線ブロードバンドのユニバーサルサービス化とはその目的や趣旨が違うため、フレキシブルファイバの接続化の議論と光ファイバ整備やユニバーサルサービスの議論とは分けて議論・検討するべきと考えます。 (株式会社 オプテージ)</p>	<p>望ましいとの御意見については、本約款変更案とは趣旨が異なりますが、現在「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」において議論されているものと承知しております。</p> <p>○ また、特定光信号端末回線に係る提供条件等の情報や、卸として提供されるフレキシブルファイバの提供状況についても、引き続き、総務省において、今後の接続約款の認可プロセスや、NTT東日本・西日本からの報告等を通じて確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、再意見のあった、特定光信号端末回線や基盤設備の利活用についての考え方は、考え方9</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>○ 都市部と地方の料金格差の固定化を防ぐためにも、NTT東西殿においては、例えば以下のような検討を実施すべきと考えます。</p> <p>① 加入ダークファイバエリアの拡大時等における、特定光信号端末回線の空き芯線や特定光信号端末回線で構築した基盤設備の積極的利用</p> <p>② 加入ダークファイバ提供エリア外での特定光信号端末回線の構築後、当該回線の引き込み先が事後的に加入ダークファイバ提供エリアとなり、事後的に特定光信号端末回線を加入ダークファイバに切り替える場合に、設備・時間・人員・費用面で本来不要なコストを回避することで通信業界全体のコストを削減し、切り替えをより経済的かつより簡易に実現するスキーム (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>及び10において示しているとおりです。</p>	
意見 12	再意見12	考え方12	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>▲ 本約款変更の実施期日について、認可後「速やかに実施」とされている点について、このような曖昧な表現を認めるべきではない。</p>			
<p>○ 新旧対照表等(NTT東日本) 新旧対照表等(NTT西日本) 1 ページ目 「実施期日 認可を受けた後、速やかに実施します。」</p> <p>この曖昧な表現は認めるべきではない。 「迅速」でもなく「至急」でもなく「速やか」を使った理由を説明してもらってほしい。 (個人A)</p>		<p>○ 表記の修正までは不要と考えますが、NTT東日本・西日本においては、御意見を踏まえ、認可があった際には、改正後の接続約款を迅速に施行することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見 13</p> <p>▲ 接続申込者については、不適切な事業者が接続しないように、電気通信事業法第 9 条の登録電気通信事業者といった限定をすべき。</p> <p>▲ 現場の状況が全てわかるわけではないので、ネットワークカメラ等を用いて立ち会うことはあまり望ましくない。</p>	再意見13	考え方13	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 以下、意見を言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 第3章 協定の締結手続き等 > 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み > 第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き <p>国民としては、接続申込者、事業者について、電気通信事業法第9条の登録電気通信事業者、というような限定が無いのが気になるのであるが、不適切な事業者が入らないようにするため、入ってこないようにするために、その様な限定は、一応行っておくべき、あるべきものと思われるので、事業者についてその様な限定の記述を追加するようにはしていただきたいと考える。</p> <p>(一応述べておくと、相手を登録電気通信事業者と限定しない場合、一般的な建物における光ファイバ通信の設備の安全性について、各所で多くの問題が発生してくるため(この協定の記述の存在を根拠に、不適切な事態について肯定しようとしてきたり、問題事態の誤魔化しに用いてこようしたりする者達がいるであろう(におわされるだけで問題事態の調査をしようとする者は各所に聞き取りを行わなければならない)となったりするのであるが(そして機密を理由に質問への</p>		<p>○ 接続約款における「接続申込者」とは、第3条「用語の定義」において、NTT東日本・西日本の「指定電気通信設備との接続の申込みを行う電気通信事業者」とされているところ、この「電気通信事業者」については、同条において「電気通信事業法第9条の登録を受けた者」又は「同法第16条第1項の届出を行った者」に限定されているものと承知しています。</p> <p>○ また、接続約款第22条に規定されている事由に該当する事業者からの接続申込みについては、NTT東日本・西日本はそれを拒否することができるものと承知しています。</p> <p>○ ネットワークカメラ等を用いた立会いに関する御意見については、NTT東日本・西日本において、</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>回答を断られたりする。)、その様な時間稼ぎが行えるだけでも望ましくない者達には利益であったりするものである。)。組織的犯罪者等との通謀もするような不良の様な望ましくない建物管理者や入居者、各種事業者等というのはいまだに存在するものである。)、その様な限定の記述があるべきと考える。)</p> <p>○ なお、もし設備の共用が存在する事になるのであれば、その場合は、誰からの照会であっても(又は利害関係者(単なる入居者・建物利用者を含む。場合によるのではあるが、これらも利害関係者であるはずである。))からの照会に対し)、その事についての回答を行うようにしていただきたい。(そのようにする事で、国の電気通信における公正性・安全性がより守られる事になると考える。)</p> <p>○ >第 10 章 料金等 >第 14 章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い ネットワークカメラ等を用いて立ち会う事についてはあまり望ましくないと考えるのであるが(視界外で問題ある作業をしていたり、あるいはカメラからでは分かり</p>		<p>適切な運用が行われるよう、対応することが適当と考えます。</p> <p>○ そのほかの御意見については、必ずしも趣旨が明確ではありませんが、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>にくい所で問題ある事をしていたりする可能性がある ので(カメラで撮影している場所が別の場所だったり するかもしれない)。現場で立ち会えば、より現場状 況についてよく分かり、また問題ある動きもしにくい はずであるが、ネットワークカメラなどではどうし ても確認が疎かになりがちであると思われる。)、指 定あるいは一時的貸与のネットワークカメラを用い、 またその機器一式において GPS 及び無線通信(使 用するかどうかはともかく、現場の状況確認に用い れるものではあるはずである。)について有効であ るようなものであるのであれば、多少の望ましさ が加わるのではないかとと思われる。</p> <p>○ ただし、基本としては、立会者による現地での 立会いが行われるようにされたい(なお、ここで立 会者が胸ポケット等にカメラを装備していると良 いと考え)。国民としては、その方が安全である と考え、立会者の立会いを行うのに必要となる 様な費用の負担は、申し込みを行うような事業 者には十分負担可能なはずであると考え。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>(個人B)</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 14</p> <p>▲ 民間企業であるため、できる限り政府の力を借りずに手続きを実施すべき。</p>	<p>再意見 14</p>	<p>考え方 14</p>	
<p>○ 民間企業であるため、できる限り政府の力を借りずに手続きを実施すべきであると思う。</p> <p>(個人C)</p>		<p>○ 必ずしも御意見の趣旨が明確ではありませんが、電気通信事業法第33条第1項の規定により、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるNTT東日本・西日本は、接続約款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないこととされているものと承知しています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 15</p>	<p>再意見 15</p> <p>▲ 卸方式から接続方式に変わることで、消費者の負担減にもつながるのであれば賛成。</p>	<p>考え方 15</p>	
	<p>○ 卸方式から接続方式に変わることで、消費者の負担減にもつながるのなら、賛成です。</p> <p>(個人D)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>